

期限延長項目、雇用促進税制… 2011年度税制改正はここに注目!

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

今年1月の通常国会に提出された2011年度の税制改正法案。法人税の実効税率の5%引き下げを目玉に、所得税や相続税の増税など抜本的な改正内容が盛り込まれていた。

しかし、参議院で野党が過半数を占める「ねじれ国会」と東日本大震災の影響によって、例年のように3月末までには成立しなかった。その後、法案の一部は成立したが、残る大部分はまだ国会で審議中だ。

こうした中途半端な状況が続く中で、間もなく決算と税務申告の時期を迎える。そこで、診療所にとって注意すべき改正内容を紹介する。

2011年度税制改正法案の経緯

2010年12月に取りまとめられた2011年度税制改正大綱では当初、次のような改正が予定されていた。

①法人税実効税率の5%引き下げ

法人税率を現行の30%から25.5%に引き下げることで、地方税を合わせた実効税率を5%程度軽減する。

②役員・高額給与所得者の所得税増税 給与収入が1500万円を超える場合

の給与所得控除額を245万円に据え置くなど。

③相続税課税最低限の引き下げなど
基礎控除額を現行の6割に圧縮した上で、最高税率を50%から55%に引き上げる。

④雇用促進税制の導入

⑤期限切れ法案の延長
ところが東日本大震災により国会の審議がストップしたまま、新年度になってしまった。

その後、導入時期や内容を巡り野党間で協議が行われた結果、6月30日になって期限切れ項目など一部の改正法が施行された。一方、積み残しとなった内容については別の法案として国会に再提出された。

従って、2011年分の個人診療所の申告および医療法人の2012年3月31日までに終了する事業年度の申告には、6月に成立した改正内容が関係する。

成立した税制改正内容

当初の税制改正法案のうち、緊急性の高い項目が6月22日に成立し、6月30日に施行された。その内容は次の通りだ。

(1) 期限延長

2011年3月31日で終了予定となっていた時限措置のうち、次の項目について適用期限が延長された(表1)。

①中小企業などの軽減税率(法人税)
資本金1億円未満の法人の年800万円以下の所得に対する軽減税率18%の適用が、2012年3月31日まで1年間延長された。

②投資促進税制(共通)

同じく、2011年3月31日で終了予定だった下記制度の期限が延長された。

・医療機器の特別償却
2013年3月31日までの取得分について、通常の減価償却に加えて、取得価額の12%または16%の償却が可能に。

・中小企業等事業基盤強化税制
年間70万円以上の一定のIT機器の2012年3月31日までの取得分について、取得価額の30%の特別償却または同7%の税額控除が可能に。

③上場株式の譲渡軽減税率(所得税)
上場株式を譲渡した場合の軽減税率(所得税7%+住民税3%)が、2013年3月31日までの譲渡分について2年間延長された。

表1●2011年度税制改正の主な内容

区分	対象	内容	適用期限など	増減税	
決定済み項目	雇用促進税制	年間2人以上(中小企業者以外は5人以上)かつ10%以上の人員増を実現した青色申告者	1人当たり20万円の税額控除	2011年4月1日～2014年3月31日の間に開始する事業年度	↓
	事業基盤強化税制	年間70万円以上の一定のIT機器	取得価額×30%の特別償却または取得価額×7%の税額控除	2012年3月31日取得分まで適用	→
	共通 医療機器の特別償却	取得価額500万円以上の医療機器 ①高度な医療に資するもの ②承認を受けてから2年以内のもの 医療安全に資する医療機器 ①人工呼吸器(警報機能付き) ②シリンジポンプ(警報機能付き) ③生体情報モニター(人工呼吸器と併設) ④生体情報モニター連動ナースコール制御装置 ⑤自動錠剤分包機、注射薬自動払い出し機 ⑥医療情報読み取り照合装置、調剤誤認防止装置 ⑦分娩監視装置 ⑧特殊寝台(高さ調整機能付き)	取得価額×12%の特別償却 取得価額×16%の特別償却	2013年3月31日取得分まで適用	→
法人税	中小企業などの法人税率	資本金1億円未満の法人	800万円までの法人所得について、18%の軽減税率適用	2012年3月31日以前開始事業年度	→
所得税	金融商品税制	上場株式の譲渡益の軽減税率の延長	所得税:7% 住民税:3%	2013年3月31日譲渡分まで適用	→
消費税	仕入れ税額控除	課税売上高5億円超、かつ課税売り上げ割合95%以上の事業者	仕入れ税額の全額控除を廃止	2012年4月1日以後開始事業年度	↑

↓:減税 ↑:増税 →:期限延長

(2) 新たに導入されたもの

①雇用促進税制

新たな雇用創出を目的に導入が決まったもの。増員計画のある診療所やMS(メディカル・サービス)法人で活用が大きい期待できる。

<内容>

雇用保険の対象となる従業員を、10%かつ2人以上(中小企業者以外は5人以上)増員した場合、1人につき20万円が所得税・法人税から控除可能に。

<対象>

青色申告書を提出済みの法人および個人事業者で、事業年度開始から2カ月以内に計画書を提出している事業者。

<適用期間>
2011年4月1日～2014年3月31日の間に開始する事業年度。

②消費税の仕入れ税額控除の厳密化
自由診療などの課税対象となる売上高の割合が95%以上の事業者は、これまで医薬品など課税仕入れにかかわる

消費税を全額控除できた。しかし、課税売上高5億円を超える事業者に関しては、2012年4月1日以後に開始する事業年度から適用が廃止される。

復興増税も検討中

これまでに紹介した以外の項目は、通常国会および臨時国会でいずれも成立に至らず、10月20日に召集された秋の臨時国会に持ち越しになった。

さらに民主党は、復興財源確保の目的で現在、所得税と法人税の「付加税」の検討を進めている。所得税は税額の4%を2013年から10年間上乗せし、法人税は2012年4月に税率を予定通り25.5%に引き上げた上で、税額の10%を3年間上乗せする案が有力だ。

今後の検討状況次第で内容が一部変わることも考えられるが、増税路線は避けられないだろう。

森部の
アドバイス
数多い未成立項目の
審議の行方に注意を



税制改正は例年3月中旬に国会で法案が成立しますが、2011年はねじれ国会や東日本大震災の影響で、現時点でも、法案に盛り込まれた多くの項目が未成立となっている状況です。

個人診療所、医療法人ともに、これから決算や税務申告の時期を迎えるに当たり、現在審議が進められている改正事項がどのように影響するかを見極め、有効な対策を進めてください。

イラスト◎やまもと 妹子